

海津市告示第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成25年6月12日に海津市議会第2回定例会を海津市議場に招集する。

平成25年5月7日

海津市長 松 永 清 彦

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（17名）

1番	伊 藤 秋 弘 君	2番	山 田 武 君
3番	川 瀬 厚 美 君	4番	浅 井 まゆみ 君
5番	六 鹿 正 規 君	6番	藤 田 敏 彦 君
7番	山 田 勝 君	8番	堀 田 みつ子 君
9番	森 昇 君	10番	松 岡 光 義 君
11番	服 部 寿 君	12番	水 谷 武 博 君
13番	飯 田 洋 君	15番	星 野 勇 生 君
16番	永 田 武 秀 君	17番	西 脇 幸 雄 君
18番	赤 尾 俊 春 君		

不応招議員（なし）

平成25年海津市議会第2回定例会

◎議事日程(第1号)

平成25年6月12日(水曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号 平成24年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 議案第51号 海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第52号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 議案第53号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 議案第54号 平成25年度海津市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第55号 海津市子ども・子育て会議条例について
- 日程第15 議案第56号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第57号 工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第58号 物品購入契約の締結について
- 日程第18 議案第59号 物品購入契約の締結について
- 日程第19 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 追加日程第1 発議第3号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

◎出席議員(17名)

1番	伊藤秋弘君	2番	山田武君
3番	川瀬厚美君	4番	浅井まゆみ君

5番	六鹿正規君	6番	藤田敏彦君
7番	山田勝君	8番	堀田みつ子君
9番	森昇君	10番	松岡光義君
11番	服部寿君	12番	水谷武博君
13番	飯田洋君	15番	星野勇生君
16番	永田武秀君	17番	西脇幸雄君
18番	赤尾俊春君		

◎欠席議員（なし）

◎欠員（1名）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	副市長	後藤昌司君
教育長	横井信雄君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	福田政春君
総務部次長兼 (施設担当) 財政課課長 (施設担当)	岡田健治君	総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局次長	渡邊良光君
総務部財政課長	白木法久君	企画部長	服部尚美君
会計管理者	馬場司郎君	産業経済部長	中島智君
建設部長	丹羽功君	水道環境部長	鈴木照実君
市民福祉部長	木村元康君	市民福祉部次長 (施設担当)兼 サンリバーはつらつ 事務局長	伊藤裕康君
消防長	吉田一幸君	教育委員会 事務局局長	三木孝典君
教育委員会 事務局次長 (施設担当)	菱田昭君	監査委員 事務局局長	徳永廣徳君

農業委員会 高木 栄 君 消防本部長 伊藤 定巳 君
農事 務局長

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 青木 彰 議会事務局長 水谷 理恵
議会事務局長 中野 浩二
議事係長

◎開会宣告

○議長（赤尾俊春君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、平成25年海津市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（赤尾俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において7番 山田勝君、8番 堀田みつ子君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（赤尾俊春君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今定例会は、本日から6月21日までの10日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から6月21日までの10日間とすることに決定しました。

◎報告第1号 平成24年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから
議案第59号 物品購入契約の締結についてまで

○議長（赤尾俊春君） 日程第3、報告第1号から日程第18、議案第59号までの16議案を一括議題とします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 本日、平成25年度海津市議会第2回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多忙のところを御参集を賜り、まことにありがとうございます。

今回、定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を順次御説明申し上げます。

最初に、報告案件4件について、その内容を御説明申し上げます。

報告第1号の平成24年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、平成24年度海津市一般会計予算のうち、土木費、道路橋梁費の市道整備事業（路面性状調査業務）で550万円、河川費の津屋川改修工事負担金で200万円、教育費、小学校費の高須小学校空調設備改修事業で7,818万7,000円、今尾小学校空調設備改修事業で6,072万円をそれぞれ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告いたします。

次に、報告第2号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年4月1日に施行されることに伴い、延滞金等の利率の見直し、住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長等の特例に関する規定の整備等の内容の海津市税条例の一部を改正する条例を平成25年3月30日付で専決処分に付しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次に、報告第3号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年4月1日に施行されることに伴い、特定世帯等に係る世帯別平等割の軽減特例措置の延長等の内容の海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成25年3月30日付で専決処分に付しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次に、報告第4号の専決処分の承認を求めることにつきましては、去る4月4日、海津公民館（文化センター）の南面外壁タイルの一部が剥離して危険なため、応急処置を施す必要があり、平成25年度海津市一般会計補正予算（第1号）を平成25年4月5日付で専決処分に付したものであります。

補正の内容につきましては、歳入歳出にそれぞれ182万7,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ155億9,882万7,000円とするものであります。

歳出につきましては、教育費の社会教育費、公民館費で修繕料157万5,000円、物品借上料25万2,000円を追加いたしまして、その補正財源として繰越金を充てるものであり、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次に、人事案件6件について、その内容を御説明申し上げます。

諮問第3号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、平成25年9月30日に任期満了となります海津市海津町福江894番地、伊藤洋子氏を引き続き委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第4号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、平成25年9月30日に任期満了となります海津市南濃町松山680番地14、池田千恵子氏を引き続き委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第5号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、平成25

年9月30日に任期満了となります海津市南濃町の川瀬厚美氏にかわり、海津市南濃町駒野463番地2、野瀬なおみ氏を新たに委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第51号の海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、平成25年7月18日に任期満了となります海津市海津町大和田809番地1、安田昭弘氏を引き続き委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第52号の海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、平成25年7月15日に任期満了となります海津市海津町高須町686番地、近藤昇司氏を引き続き委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第53号の海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、平成25年7月15日に任期満了となります海津市南濃町の福井路子氏にかわり、海津市南濃町太田8番地、曾根みはる氏を新たに教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

続きまして、補正予算案件1件について、その概要を御説明申し上げます。

議案第54号の平成25年度海津市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ1,456万5,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ156億1,339万2,000円とするものであります。

歳出の主なものとしましては、障がい者雇用に伴う配置がえで、共済費及び賃金を総務費の総務管理費、一般管理費で290万円を減額し、教育費、社会教育費、図書館費で同額を追加いたしました。

次に、総務費の総務管理費、自主バス運行費で国庫補助事業としておりました生活交通ネットワーク計画策定調査業務委託を単独事業とし、来年度事業分を補助事業とする計画変更を行いまして400万円を減額し、選挙費の参議院議員選挙費で県支出金を財源の一部として、選挙事務消耗品154万円、投票用紙自動読取機等購入費用640万5,000円を追加し、市長選挙費では、無投票による不用額1,050万1,000円を減額いたしました。

次に、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費で、関係条例も上程しておりますが、子ども・子育て会議開催に伴います委員報酬20万3,000円を追加し、生活保護費、生活保護総務費で、国庫支出金を財源に生活扶助費基準改定に伴いますシステム改修費63万円を追加しました。

次に、衛生費、保健衛生費、予防費で、県が先天性風しん症候群の発生を防ぐため、緊急対策として実施する風しんワクチン接種に対する補助事業を受け、23歳以上の妊娠を予定、

または希望する女性とその夫及び風しんの抗体を十分に保有せず妊娠している女性の夫で、それぞれ抗体が不十分な方でワクチン接種を希望する方に対して、風しんワクチン接種費用を市の拡充を含め全額助成する経費196万6,000円を追加しました。

次に、働く女性の家、南濃農村環境改善センターに対する西濃建築事務所の特定建築物指示事項により、排煙設備、非常用照明器具等の改修に係る設計監理委託費、工事費、労働費の労働諸費、働く女性の家管理費で467万2,000円、農林水産業費、農業費、農村環境改善センター管理費で77万9,000円を追加しました。また、平田農村環境改善センター（ふるさと会館）の灯油地下タンクの返油管取替工事費68万6,000円を追加しました。

次に、施設案内看板の落下防止対策として劣化状況を確認するため、施設案内標識調査委託費を農林水産業費、農業費、農業総務費で11万7,000円、商工費、観光費で40万1,000円、教育費、教育総務費、事務局費で13万1,000円の、計64万9,000円を追加しました。

次に、土木費、河川費、河川管理費で、土砂災害警戒区域に該当する自治会を対象に配布する土砂災害ハザードマップ印刷製本費60万円を追加いたしました。

次に、教育費の教育総務費、教育指導費で宮城県気仙沼市の大谷小学校と西江小学校の防災教育交流事業で当初の計画より参加予定者がふえ、6年生児童全員34名としたいため、食糧費2万9,000円、負担金23万9,000円を追加し、小学校費、学校管理費で吉里小学校の屋根防止、給排水等改修238万1,000円、東江小学校音楽室音響設備改修52万5,000円、大江小学校屋内運動場照明設備改修54万6,000円の施設修繕工事費を追加し、中学校費、学校管理費で南濃中学校南舎屋根防水改修59万3,000円の施設修繕工事費を追加し、保健体育費、体育施設費で南濃テニスコート夜間照明器具取替費169万8,000円、南濃南部グラウンド給水管布設替費264万6,000円、南濃体育館アリーナ側壁プレート設置費227万9,000円を追加いたしました。

歳入につきましては、国庫支出金で地域公共交通確保維持改善事業費補助金1,000万円を減額し、セーフティネット支援対策等事業補助金63万円を追加し、県支出金で風しんワクチン接種促進緊急対策事業費補助金40万円、参議院議員選挙交付金509万8,000円を追加し、繰越金で、今回の補正の一般財源として前年度繰越金1,843万7,000円を追加いたしました。

また、債務負担行為の廃止で、生活交通ネットワーク計画策定調査業務委託を単年度の単独事業としましたことにより廃止させていただくものです。

続きまして、条例案件等について順次御説明申し上げます。

議案第55号の海津市子ども・子育て会議条例につきましては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に伴い、同法第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育て会議を設置するため、条例を定めるものです。

議案第56号の海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す

る条例につきましては、海津市子ども・子育て会議条例の制定に伴い、子ども・子育て会議委員の報酬日額を定めるため、一部を改正するものです。

議案第57号の工事請負契約の締結につきましては、高機能消防指令センター整備工事について、5月23日に指名競争入札を7者により実施した結果、最低価格でありました中央電子光学株式会社大垣支店と契約額1億7,850万円で契約締結するものです。海津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

議案第58号の物品購入契約の締結につきましては、CD-I型消防ポンプ自動車3台の購入について、5月23日に指名競争入札を7者により実施した結果、最低価格でありました株式会社ウスイ消防と契約額5,701万5,000円で契約締結するものです。海津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

議案第59号の物品購入契約の締結につきましては、高規格救急自動車1台の購入について、5月23日に指名競争入札を5者により実施した結果、最低価格でありました岐阜トヨタ自動車株式会社養老店と契約額2,257万5,000円で契約締結するものです。海津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

以上、申し上げました議案につきまして提案理由を申し上げましたが、何とぞよろしく御審議をいただきまして、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（赤尾俊春君） 市長より報告並びに提案理由の説明が終わりました。

これから、順次質疑・討論・採決を行います。

なお、報告第1号の平成24年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、質疑・採決は行いません。

それでは、報告第2号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから報告第2号を採決いたします。

お諮りします。報告第2号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、報告第2号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

続きまして、報告第3号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから報告第3号を採決いたします。

お諮りします。報告第3号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、報告第3号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

続きまして、報告第4号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから報告第4号を採決いたします。

お諮りします。報告第4号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、報告第4号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

続きまして、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可いたします。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから諮問第3号を採決します。

お諮りします。諮問第3号について適任と答申することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定しました。

続きまして、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから諮問第4号を採決します。

お諮りします。諮問第4号について適任と答申することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定しました。

続きまして、諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから諮問第5号を採決します。

お諮りします。諮問第5号について適任と答申することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定しました。

続きまして、議案第51号 海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。議案第51号 海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号 海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

続きまして、議案第52号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。議案第52号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

続きまして、議案第53号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。議案第53号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

続きまして、議案第54号から議案第56号までの3議案について順次質疑を行います。

初めに、議案第54号 平成25年度海津市一般会計補正予算（第2号）についての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第55号 海津市子ども・子育て会議条例についての質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 15番 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 1点だけ、確認の意味もありますのでとらせていただきます。

この会議条例が設置されるのは、国の法律のもとに、海津市が目指す子ども・子育てのための会議と判断をし、第2条、組織の分野で具体的に(1)(2)(3)(4)がありますが、どういった人を選任する予定か、報告をいただきたいと思えます。

○議長（赤尾俊春君） 教育委員会事務局長 三木孝典君。

○教育委員会事務局長（三木孝典君） お答えをいたします。

第2条には委員の組織について書かれておりまして、第1号でございますが、子どもの保護者、法第6条第2項に規定する「保護者」といいますのは、「親権を行う者、未成年後見人、その他の者で、子どもを現に監護する者」ということございまして、できるだけ子ども・子育てに意欲と情熱を持って取り組んでいただける方を選任するよう配慮したいと考えております。

第2号の事業に従事する者でございますが、考えておりますのは、小学校の教諭、就学前施設の教諭、保育士、留守家庭児童教室の指導員、保育士などを想定しております。

第3号の学識経験のある者につきましては、園長でありますとか、学校関係者のOBなどを想定しております。その他市長が認める者というのは、これ以外の者を指しておるということでございます。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） ほかがございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第56号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま質疑を行いました議案第54号から議案第56号までの3議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号から議案第56号までの3議案は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査は6月20日までに終了し、議長に報告をお願いします。

続きまして、日程第16、議案第57号 工事請負契約の締結についての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。議案第57号 工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、日程第17、議案第58号 物品購入契約の締結についての質疑を許可します。

〔挙手する者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 16番 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） ちょっと素朴なことをまずお尋ねしますが、この消防ポンプ自動車は、メーカーといいますか、どこの自動車かということが1点と、それからもう1つは、こういった場合に、私たちのイメージからいえば、車両の購入でありますので、当然自動車の販売代理店かなあというふうに思うんですけど、特殊車両なのでこういった業者を選定されたとは思うんですけど、こういったものの指名業者の選定基準ですね。それから、選定基準の中に車両の規模だとか、いろんなことが当然あるかと思しますので、そのあたりのことについて、まず指名をどういう形で、要するに指名基準を具体的にお答えをいただきたいなあというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（赤尾俊春君） 消防長 吉田一幸君。

○消防長（吉田一幸君） まず、メーカーのシャシーになりますが、消防ポンプ車につきましては、もともになるシャシーに対して、それを消防車に艤装する業者をお願いするわけでございまして、例えばトヨタとか日産とか、そういうシャシーメーカーについては、こちらの指定はいたしておりません。業者としては、艤装する業者を過去の実績、その車両をつくれる業者なのかどうかというところを、それは県下等ではありませんので、選べる限りの業者を選択して、その業者を指名したということでございました。

次に、その業者の選定基準と申しますのは、今申し上げたとおりのことでございまして、シャシーそのものについては指定はしていないということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 16番 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） わかりました。そうすると、この仕様書には、こんな社名を言っちゃあいかんのかもわかりませんが、トヨタとか日産とか、そういうものの仕様書での指定は、まず今のお話だとない。業者の選定は、そういったもともになる自動車があって、それを要するに消防自動車に改造するというか、そういう能力を持ち合わせたところしか指名の対象にならないということによろしいでしょうか。

なぜ、私、これをお尋ねしたかということ、これだけの金額であれば何とか地元の、要するに自動車販売店等も指名参加することが可能かなあという思いがありましたんで、そういっ

た指名の根拠をお尋ねしたというふうに御理解をいただきたいと思います。

それから、さらにもう1点、当然こういったものというのは、僕はよく専門的なことはわかりませんが、車検だとか、いわゆる自動車保険等がありますね。こういったものも、やっぱり強制保険とかということで、こういった代理店のほうにくっついていってしまうのか、あるいは少しでも地元のそういった業者に受注してやってもらえるのか、そのあたりはどうなっておるか。いま一度、ちょっと関連質問でお許しをいただきたいと思います。

○議長（赤尾俊春君） 消防長 吉田一幸君。

○消防長（吉田一幸君） ただいまの車検と保険の関係ですが、どうしても消防車につきましてはポンプが必ずついております。ですから、このポンプの点検を兼ねながら、車検もあわせて行うということで、結局、消防車をつくった業者に対して、その点検を兼ねながら車検を行うというような形で、海津市の消防ポンプ車については、そのようにポンプもあわせて点検をしながら車検もやるという形にしております。

それと保険につきましては、公用車の保険がございますので、それに合わせて加入をしてございます。以上です。

○議長（赤尾俊春君） ほかがございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 15番 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） ちょっと参考資料を添付していただきました。入札執行一覧表に基づく、納入場所が海津市消防本部になっております。それで、3台の配置予定場所、これを取りあえず報告をください。

それから車種につきましては、CD-I型と書いてありますが、タイプとしてはどういった考え方で今回発注されたのでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 消防長 吉田一幸君。

○消防長（吉田一幸君） こちらの答弁につきましては、消防課長 伊藤定巳から申し上げます。

○議長（赤尾俊春君） 消防本部消防課長 伊藤定巳君。

○消防本部消防課長（伊藤定巳君） 先ほどの納入場所につきましては、3台ありますうちの1台は、城山北分団の先日集中管理方式の車庫ができました、ただいまの防災分庁舎のほうに1台配置と、あと現在、平田町の平田公園のほうで今尾東分団の車庫の新築工事をしておりますが、そちらのほうに1台、あと高須北分団の西町の車庫のほうに1台、配置する予定でおります。

車種の形式につきましては、CD-I型といたしまして、四口放水できるポンプ車で、後部のほうがシャッターで覆われた形式のもので、なおかつ昨今の消防団員の免許の取得状況を

かんがみまして、オートマの車をということで選定させていただいております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 15番 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） ありがとうございます。システムについてはわかりました。ただ、お尋ねしたかったのは、ハイルーフ型にするのか普通型にするのか、これを尋ねておきたかったということです。

今、車は、中の居住性を高めるために屋根が高目のハイルーフスタイル、こういうのが多くなっております。したがって、今回の発注で通常の高さで指定をしたのか、ハイルーフ、いわゆる運転席の高目の車両で発注したのか、それをお尋ねしておきます。

ただ、それぞれ分団のシャッターの高さ、扉の高さに制限があるやにも聞いております。その辺を加味しての判断になりますが、城山北分団は、現在新築されて新しいものが建っております。平田東分団は、現在、工事にかかろうとしておるのかな。高須北分団については既存の施設を御使用いただくということになるので、シャッターの入り口部分のことについてどこまで調査されたか、それをとりあえずお尋ねしておきます。

○議長（赤尾俊春君） 消防本部消防課長 伊藤定巳君。

○消防本部消防課長（伊藤定巳君） 車種のハイルーフか普通車であるのかということにつきましては、選定いたしました車両が四輪駆動じゃなく二輪駆動ということで、低床ベースで、なおかつ今までの車よりは中の居住空間が若干高目のもので、ハイルーフ仕様とまでいかなくとも、十分中の居住スペースがとれるという仕様のものでございます。

あと、配置車両の車庫スペースにつきましては、現行の車両が入っているシャッターの出来高で十分収納可能という調査結果のもとに発注いたしております。以上でございます。

○15番（星野勇生君） ありがとうございます。

○議長（赤尾俊春君） ほかがございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 5番 六鹿正規君。

○5番（六鹿正規君） これも関連になるかと思えます。もし、適切でないという御判断をされるのであれば途中でおとめいただいても結構でございますけれども、今、課長の説明の中で、昨今の免許の状況を考えてオートマチック車にしたというふうにございました。いろんなことを考えて、前回も堤防上において消防車の横転というようなことがございました。ああいったこともお聞きすると、そういった車高の高い、重量も高目にあるものに対して運転がなれていなかったのではないかというようなことも聞こえてまいります。

そういったことを踏まえて、これからそういった新しい自動車を購入するに対して、職員

のそういった自動車に対して運転技術の向上を考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君にお尋ねいたしますが、これは消防団に配備する車両なんです、職員に対する運転技能のことをお尋ねになったのでしょうか。

〔挙手する者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 5番 六鹿正規君。

○5番（六鹿正規君） 申しわけございません、説明不足で。

前回横転されたのは、たしか消防署の職員ではなかったかなと思っております。今度も新しいのは消防署のほうへ配置されて、従来のを消防団のほうへ配置されるというわけじゃないですね。わかりました。じゃあ、私のちょっと勘違いということで、また、いずれにしても、消防団の方もそういった新しい車に対しての実技等も修練されるといいかなと思って、答弁は結構でございます。よろしく願いいたします。

○議長（赤尾俊春君） ほかがございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。議案第58号 物品購入契約の締結について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号 物品購入契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、日程第18、議案第59号 物品購入契約の締結についての質疑を許可します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。議案第59号 物品購入契約の締結について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号 物品購入契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、日程第19、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

それでは、議長において、市長 松永清彦君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました、市長 松永清彦君を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました市長 松永清彦君は、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

会議規則第32条第2項により告知いたします。

ここで、しばらく休憩いたします。

(午前9時48分)

○議長（赤尾俊春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時22分)

○議長（赤尾俊春君） ただいま海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について提出がありました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを追加日程第1とし、直ちに議題といたします。

ここで追加議事日程を配付します。

〔追加議案の配付〕

◎発議第3号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（赤尾俊春君） それでは、追加日程第1、発議第3号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者より趣旨説明を求めます。

5番 六鹿正規君。

〔5番 六鹿正規君 登壇〕

○5番（六鹿正規君） 発議第3号、平成25年6月12日、海津市議会議長 赤尾俊春様。提出者、海津市議会議員 六鹿正規、賛成者、海津市議会議員 山田勝。

海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由といたしまして、国から地方公務員給与削減要請を受け、反対をする自治体、また反対した場合、地方交付税に影響が出ると判断し、6月定例会に給与削減措置条例を提案する市もあるとのこと。

昨今の経済状況、市民生活の厳しさを目の当たりにする今、議員も厳しさを知るべきではないかと思えます。

したがって、今定例会に議員報酬の削減と報酬金額を次のように提案するものであります。
海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例。
海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年海津市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

議長、報酬月額29万円、副議長27万円、議会運営委員会及び常任委員会の委員長26万円、議員25万円。

附則といたしまして、この条例は、平成25年7月1日から施行する。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（赤尾俊春君） 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

発議第3号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま質疑を行いました発議第3号は、議会運営委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号は、議会運営委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査は6月20日までに終了し、議長に報告をお願いします。

◎散会の宣告

○議長（赤尾俊春君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会いたします。

なお、次回は6月13日に再開しますので、よろしくお願いをいたします。御苦労さまでした。

（午前10時29分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成25年6月12日

議 長 赤 尾 俊 春

署 名 議 員 山 田 勝

署 名 議 員 堀 田 み つ 子